

鳥取縣公報

昭和二十四年三月十一日 金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5型

第千九百九十二号

條例

◆鳥取縣條例第十九號

鳥取縣公衆浴場取締條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

鳥取縣公衆浴場取締條例

第一條 公衆浴場法第三條の規定により公衆浴場業を営む者はその經營する公衆浴場の建物設備及び入浴者の取扱等についてはこの條例の定める基準によらなければならぬ。

第二條 公衆浴場の構造及び設備は左の各号によらなければならぬ。

一、屋根は瓦又は不燃質物をもつて覆葺すること。

二、浴槽、洗場、脱衣場、下足置場等は總て男女を区

五、浴槽、洗場、脱衣場には採光用の窓を設け、夜間は燈火を点する装置をなすこと。

六、看守台は浴槽、洗場、脱衣場及び傘、下足置場等の見透し易い場所に設けること。

七、洗場は切石、煉瓦、人造石又は厚板張りとし相当に装置すること。

八、洗場には適當な容積の掛湯及び洗水を設備し且つ

男女湯別に適當数の腰掛けを備えること。
九、火焚場の周囲及び天井裏は不燃質物をもつて構築すること。

一〇、煙突は不燃質物を用い高さは地上より六米以上とし屋根から二米以上突出させること。

知事は衛生及び風紀上殊に必要があると認めるときは前号の規定による外特別の設備を命ずることができる。

特殊の構造であるときは土地の状況その他建築上やむをえない事由があつて第一項の基準による必要がないと認めるときは特にしんしやくすることができる。

第三條 業者又は管理者は左の各号を守らなければならぬ。

一、掛湯、洗水は清潔なものを用いること。

二、浴用の湯水は毎日あらたなものを用いること。但し鑑泉、薬湯で知事の許可を受けたものはこの限りでない。

三、夜間営業中は浴場内部を照すように点燈し、屋外標燈を設けること。

四、入浴料金その他浴客の心得となる事項は室内の看易い場所に掲示すること。

五、鑑泉湯、薬湯はその種類効能浴法等を看易き場所に掲示する。

六、手拭桶、刷毛、剃刀等を浸浴に貸与してはならない。

七、消炭小灰は火氣の全く消滅した後に火消所又は灰置場に出すこと。

八、排水路は汚水の停滞せぬよう清掃すること。

九、浴客の衣類、携帶品等盗難にかかるときは現状を保持し直ちに最寄警察官吏に申告すること。

一〇、浴客の遺留品又は取替品あるときはその品目個數等を看易い個所に五日間掲示し若し所有者の知れぬ際は所轄警察署に届け出ること。

第四條 左の各号に該当する者を入浴させはならない。

一、保護者のない老幼者又は乱醉した者。

二、満八才以上にして男女混浴しようとする者。

三、放歌、喧嘩、その他客の妨害となる所業を爲す者。

00031

第五条 第二條及び第三條に違反した者は對しては千円以下の罰金又は科料を科する。

第六條 第四條により入浴を拒絶してもなお従はぬ者は科料を科する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者、その他の從業者がその法人又は人の業務に関してこの條例に違反行爲をしたときは行爲者を罰するの外

その法人又は人に対し前條の規定を適用する。

附 則

この條例は公布の日からこれを施行する。

◆鳥取縣條例第二十號

鳥取縣興行場の措置の基準に関する條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣興行場の措置の基準に関する條例

第一條 興行場法第三條の規定により興行場営業を管む

六、観覽席の照明装置は半間接照明法を用いること。

五、天井その他適當な場所に充分なる換氣装置を施すこと。

四、窓の総面積は觀覽席総面積の一〇分の一以上にすること。

三、一階の床高が地面から床まで五十粂以上であり濕氣が客席に及ばないよう充分なる換氣、装置を設けで建築すること。

二、地盤は石、煉瓦、コンクリート等の不透質材料で築造すること。

一、建物の前面は十メートル以上、左右及び残面は五メートル以上の空地を設けること。

六、観覽席の照明装置は半間接照明法を用いること。

七、休憩室又は休憩場所を設けること。

八、喫煙室又は喫煙場所を設けること。

00030

男女湯別に適當数の腰掛けを備えること。
九、火焚場の周囲及び天井裏は不燃質物をもつて構築すること。

一〇、煙突は不燃質物を用い高さは地上より六米以上とし屋根から二米以上突出させること。

知事は衛生及び風紀上殊に必要があると認めるときは前号の規定による外特別の設備を命ずることができる。

特殊の構造であるときは土地の状況その他建築上やむをえない事由があつて第一項の基準による必要がないと認めるときは特にしんしやくすることができる。

第三條 業者又は管理者は左の各号を守らなければならぬ。

一、掛湯、洗水は清潔なものを用いること。

二、浴用の湯水は毎日あらたなものを用いること。但し鑑泉、薬湯で知事の許可を受けたものはこの限りでない。

三、夜間営業中は浴場内部を照すように点燈し、屋外標燈を設けること。

四、入浴料金その他浴客の心得となる事項は室内の看易い場所に掲示すること。

五、鑑泉湯、薬湯はその種類効能浴法等を看易き場所に掲示する。

六、手拭桶、刷毛、剃刀等を浸浴に貸与してはならない。

七、消炭小灰は火氣の全く消滅した後に火消所又は灰置場に出すこと。

八、排水路は汚水の停滞せぬよう清掃すること。

九、浴客の衣類、携帶品等盗難にかかるときは現状を保持し直ちに最寄警察官吏に申告すること。

一〇、浴客の遺留品又は取替品あるときはその品目個數等を看易い個所に五日間掲示し若し所有者の知れぬ際は所轄警察署に届け出ること。

第四條 左の各号に該当する者を入浴させはならない。

一、保護者のない老幼者又は乱醉した者。

二、満八才以上にして男女混浴しようとする者。

三、放歌、喧嘩、その他客の妨害となる所業を爲す者。

四、入浴料金その他浴客の心得となる事項は室内の看易い場所に掲示すること。

五、鑑泉湯、薬湯はその種類効能浴法等を看易き場所に掲示する。

六、手拭桶、刷毛、剃刀等を浸浴に貸与してはならない。

七、消炭小灰は火氣の全く消滅した後に火消所又は灰置場に出すこと。

八、排水路は汚水の停滞せぬよう清掃すること。

九、浴客の衣類、携帶品等盗難にかかるときは現状を保持し直ちに最寄警察官吏に申告すること。

一〇、浴客の遺留品又は取替品あるときはその品目個數等を看易い個所に五日間掲示し若し所有者の知れぬ際は所轄警察署に届け出ること。

第四條 左の各号に該当する者を入浴させはならない。

一、保護者のない老幼者又は乱醉した者。

二、満八才以上にして男女混浴しようとする者。

三、放歌、喧嘩、その他客の妨害となる所業を爲す者。

四、入浴料金その他浴客の心得となる事項は室内の看易い場所に掲示すること。

五、鑑泉湯、薬湯はその種類効能浴法等を看易き場所に掲示する。

六、手拭桶、刷毛、剃刀等を浸浴に貸与してはならない。

七、消炭小灰は火氣の全く消滅した後に火消所又は灰置場に出すこと。

八、排水路は汚水の停滞せぬよう清掃すること。

九、浴客の衣類、携帶品等盗難にかかるときは現状を保持し直ちに最寄警察官吏に申告すること。

一〇、浴客の遺留品又は取替品あるときはその品目個數等を看易い個所に五日間掲示し若し所有者の知れぬ際は所轄警察署に届け出ること。

九、入場者一百人に対して一個の割合で便所を設けること。

便所には換氣、採光、照明、防臭、防蠅装置を施し且つ流水式による手洗装置を設けること。

(1) 椅子席は一人の占有幅員〇、四米として從列間隔は背から背まで〇、七五米以上であり且つ横列

間隔は六人以内毎に巾〇、七米以上の通路を設けること。

(2) 座席は一人の占有面積〇、三三平方米以上とし

(3) 立見席は一人の占有面積〇、二平方米以上とし

椅子席、座席との間に堅固な手すりを設けること。

一、観覧席の兩側及び後面には観覧客の出入に充分なる通路を設けのこと。

二、舞台から最前観覧席までの距離は二米以上あること。

一三、休憩室及び休憩場所には紙屑汚物を収納する蓋付の容器を設げること。

一四、休憩室、休憩場所及便所には唾壺を配置すること。

一五、非常口は階下に巾二米以上のものを四ヶ所以上階上には外路に面して巾一、五米以上の階段を二ヶ所以上設けること。

第三條 落葉林を假設し又は既設の建物を使用して臨時に興行するものに對しては前條第七号第九号第十号及び第十五号の規定を準用す。

第四條 知事は衛生及び風紀上特に必要があると認めるときは前二條に規定する外特別の構造、設備を命ずることができる。

特殊の構造であるとき又は土地の状況その他興行の種類によりやむをえない事由があつて前二條の基準による必要がないと認めるときは特にしんしゃくすることができる。

第五條 興行場の営業者又は管理者は左の各号の事項を

00033

なければならない。

一、入場者定員に達したときは直ちに各階、各等別に満員札を切符売場窓口に掲げなければならない。

二、客席で喫煙さしてはならない。

但し屋外興行場においてはその限りでない。

三、休憩中は換氣、照明を充分にすること。

四、休憩所は常に清潔にし防臭の措置を講ずること。

五、閉場後又は閉場前内外を清掃し且つ撒水その他の方法により魔芥のたゝないようになるとすること。

第六條 第二條第三條第四條第一項、第五條の規定に違反した者は各二千円以下の罰金又は科料を科する。

第七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に關してこの條例に違反したときは行為者を罰するの外その法人又は人に對して前條の規定を適用する。

この條例は公布の日からこれを施行する。

この條例は公布の日からこれを施行する。

◆鳥取縣條例第二十一號

鳥取縣旅館營業施設措置の基準に関する條例を次のよう

に定める。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣旅館營業施設措置の基準に関する條例

第一條 旅館業を営む者（以下営業者といふ）は旅館業法（以下法といふ）第四條第二項及び第五條第三号の規定によりその使用する旅館及び宿泊者の取扱等につ

いてはこの條例の定めるところによる。

第二條 法第四條の規定により営業者は營業施設についての必要な措置の基準は左の各号によらなければならぬ。

一、客室には適當な窓、換氣孔を設け採光換氣を充分にすると共に一室ごとに一個以上の電燈を設備し照明を充分にすること。

一、廊下、階段、浴室、便所、調理場には適當数の電燈を設備し照明を充分にすること。

三、洗面所はコンクリート、タイル等不浸透性材料を使用し充分なる湯水を供給する設備をすること。

四、便所は便所の手洗所と別個とすること。

五、便所は宿泊者の利用に便利なところに客数に応じたる数を設け戸、その他適当な設備をすると共に防臭、そ族、昆虫防除装置を施し常に清潔を保持し週

一回以上消毒薬にて消毒し手洗は流水式装置とすること。

六、浴室は外部から見透すことのできない措置及び湯氣抜窓を設け湯水を充分供給すること。

七、浴室、廊下その他適当な場所に痰壺を設けること。

八、客室には紙屑等を処理する容器を備えること。

九、建物の床下を乾燥するに充分なる通風口を設けること。

十、浴衣、擦かけ、枕覆を備え一宿泊者ごとに洗濯しもの用いること。

十一、布團覆、敷布は週一回以上洗濯しその他の寝具は日光消毒をすること。

十二、常に家屋の内外並びに污水溜、下水溝は清掃し、そ族、昆虫の駆除に努めること。

十三、使用水は上水道又は飲料に適する井水を使用すること。

十四、井水を営業用に使用するときは予め水質検査を受け且つ年一回以上水質検査を受けること。

十五、知事は衛生上及び風紀上特に必要があると認めるときは前項に規定する外特別の構造設備を命ずることができる。

十六、特殊の構造であるときは土地の状況その他やむを得ない事由があつて第一項の規定による必要がないと認めるときは特にしんしやすくすることができる。

十七、第三條 法第五條第三号の規定により営業者は左の各号の一に該当する場合は宿泊しようとする者の宿泊を拒むことができる。

十八、宿泊料支拂の能力ないと認めるとき。

下ノ身体被服が著しく、不潔で他の宿泊者に迷惑を及ぼす虞のあると認めるとき。

十九、泥醉者又は暴行をなす虞のあると認めるとき。

二十、その他宿泊を断る正当の理由があるとき。

二十一、第四條 第二條の規定に違反した者は千円以下の罰金又は科料を科する。

二十二、第五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者がその法人又は人の業務に関して

第二條の規定に違反したときはその法人又は人に對して前條の規定を適用する。

附 則

二十三、この條例は公布の日からこれを施行する。

二十四、鳥取縣人工妊娠中絶適否審査手數料條例を次のように定める。

◆鳥取縣條例第二十二號

二十五、鳥取縣人工妊娠中絶適否審査手數料條例を次のように定める。

二十六、昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00035

00034

鳥取縣人工妊娠中絶適否審査手數料條例

第一條 指定医師が地区衛生保護委員会に対し人工妊娠中絶を行うことの適否に関する審査を申請しようとするときは、この條例の定めるところにより審査手数料を所轄保健所長を経由して知事に納入しなければならない。

第二條 審査手数料は一件について參百円とする。

第三條 指定医師は第一條の規定によつて納入する審査手数料を本人から徴収する。

第四條 前項の規定により徴収することができないときは、第一條の規定にかゝわらず知事は、これを減免することができる。

第五條 この條例によつて納入した審査手数料はこれ還付しない。

第六條 この條例は昭和二十四年一月一日からこれを適用する。

附 則

第七條 この條例は昭和二十四年三月十一日からこれを適用する。

◇鳥取縣規則第二十三號

縣有船舶貸付使用料條例を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

00036

久松丸 二、三〇〇円
因伯丸 一、〇〇〇
米子丸 三〇〇
石材運搬船 五五〇
側開工運搬船 五五〇
運荷船 五〇

縣有船舶貸付使用料條例

第一條 縣有船舶貸付の許可を受けた者はこの條例の定めるところにより使用料を納めなければならない。

第二條 使用料は別表に定める額とする。

第三條 使用料は貸付許可を受けた日から五日以内にこれを納付しなければならない。

第四條 既納の使用料はいかなる理由があつてもこれを還付しない。但し縣の都合により許可を取り消したときは日割計算により還付することができる。

この條例は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

別表

船名	船舶貸付料
一日貸付料	

規則

◇鳥取縣規則第十八號

昭和二十三年十月鳥取縣規則第七十七号鳥取縣林產物等検査手數料規則を次のように改め公布の日からこれを施行する。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

第一條中「五円」を「八円」に改める。

第三條中「四円き色」「壹円五拾錢はい色」を削り、「百円のうこん色の次に「五百円き色」、「壹千円はい色」を加える。

00037

◇規則第十九號

縣有船舶貸付規則を次のように定める。

昭和二十四年三月十一日

第一號様式

に取り扱つてはならない。

附則

この規則は昭和二十三年四月一日からこれを適用する。

縣有船舶貸付許可申請

今般何々工事施行について左記縣有船舶を貸付願いたく申請致します。

記 一、船舶名 何々何隻

二、住所 氏名 印

三、使用期間 自昭和年月日至昭和年月日 何日間

四、繫留場所 郡市町村大字 何々港又は何々川

第五條 前條により許可を受けた者は別に定める條例により使用料を納めなければならない。

第六條 借受人は船舶をその能力以上に使用し又は乱雜

第五條 船舶の運航並びに運轉に必要な費用はすべて借入人の負担とする。

第六條 借受人は船舶をその能力以上に使用し又は乱雜

第一號様式

住所

氏

名

鳥取縣受河第

鳥取縣公報

昭和十九年十二月

昭和二十四年三月十一日

(第三種郵便物認可)

一〇

昭和年月日で申請の縣有船舶質付の件は左記
件を附けて許可する。

昭和年月日

鳥取縣知事 西尾愛治

記

- 一、使用場所
- 一、使用目的
- 一、貸付船舶
- 一、貸付期間
- 一、貸付使用料

何々何隻
昭和年月日より 何日間
金 円也
但し縣の発する納額告知書により納付しなければならない

◇鳥取縣告示第二百二十二號

健康保険法、船員保険法に基く保険医（歯科医師である
保険医を含む）を次のように指定した。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

(昭和四年四月十五日) 発行者 島取縣島取市東町
第三種郵便物認可印

縣
印
銷
所

18000

國民健康保険を行ふ次の村に対し國民健康保険法第八條
の十二の規定に基き條例の制定を認可した。

昭和二十四年三月十一日

鳥取縣知事 西尾愛治

一、國民健康保険を行ふ村 一、條例制定の認可年月日
東伯郡社村 昭和二十四年三月三日

氣高郡千代水村

科名	診療所	所在地	保險医氏名	指定期
外皮	北浦外科醫院	鳥取市瓦町一二四	伊達登紀録	昭和二年三月一日
内小	安部醫院	日野郡江尾町江尾	安部弥	
全	安部醫院	日野郡江尾町江尾	安部弥	
内	小安部醫院	日野郡江尾町江尾	安部弥	
外皮	安藤齒科醫院	ク黒坂町黒坂一、安藤瑞峰		
内	湖山齒科醫院	東伯郡橋津村橋津三二三	横山弘行	一月三月
小兒科	立石醫院	日野郡神奈川村大字武庫五六二	立石元助	